

予定価格の事後公表の試行に係る実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大仙市が発注する建設工事について、予定価格の事前公表を行わず事後公表とする、入札予定価格の事後公表の試行（以下、「事後公表の試行」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めるものである。

(対象工事)

第2条 事後公表の試行の適用対象工事は、条件付き一般競争入札方式で発注する建設工事の中から選定するものとし、大仙市入札契約資格等審査実施要綱に定める大仙市入札契約資格等審査委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て決定する。

(入札公告等)

第3条 市長は、事後公表の試行の適用対象工事を発注するにあたり、委員会の審議を経て、大仙市建設工事条件付き一般競争入札実施要綱第4条に定める入札参加資格を決定する。

- 2 市長は、あらかじめ、当該工事においてこの要綱に基づく事後公表の試行を適用することを入札公告等において告知しなければならない。

(予定価格調書の作成)

第4条 予定価格の決定者は、入札書の受理期限後から開札までの間に予定価格調書を作成しなければならない。

- 2 入札担当者は、入札書の受理期限後から開札までの間隔を、予定価格調書の作成が可能な日程を考慮して設定しなければならない。

(その他)

第5条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。